

大江町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、浄化槽転換事業を行う者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする。

その交付等に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めることによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 浄化槽転換事業 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）から合併処理浄化槽へ転換するための事業（同一敷地内において単独処理浄化槽等を設置した建築物を取り壊した後に新たに建築した建築物に合併処理浄化槽を設置する事業を含む。）をいう。
- (5) 個人設置型浄化槽転換事業 個人等が市町村の補助を受けて行う浄化槽転換事業をいう。
- (6) 浄化槽工事費の額 個人設置型浄化槽転換事業に係る合併処理浄化槽設置工事（配管工事等の付帯工事を除く。）に要する設計費、本工事費及び工事監理費の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をいう。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 大江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱による補助対象者
 - (2) 補助金申請年度の3月15日まで、完了報告書を提出できる者
 - (3) 税金等に滞納がない者
 - (4) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査を受検し又は今後も受検する者
- （交付の対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、個人設置型浄化槽転換事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の区分ごとにいずれか少ない額とする。

但し、補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

区 分	補助金の額
5 人槽	浄化槽工事費から390千円を控除した額に3分の1を乗じて得た額 又は210千円
6 人槽以上	浄化槽工事費から474千円を控除した額に3分の1を乗じて得た額 又は265千円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 転換であることを証する書類（住宅地図の写し、設計図前後等）
- (2) 着工前の現状写真
- (3) 公簿等の閲覧同意書
- (4) その他、町長が必要と認める書類

なお、これらの添付書類は、大江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の申請書類と兼ねることができるものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理した時は、その内容を審査し、その結果を補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に、申請内容を変更するとき又は申請を取り下げるときは、補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助金変更（取下げ）承認書（様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。

(完了報告書)

第9条 交付対象者は、工事が完了したときは、速やかに完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽工事費に係る契約書の写し
- (2) 浄化槽工事費精算書及び領収書の写し
- (3) 浄化槽工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (4) その他町長が必要と認める書類

なお、これらの添付書類は、大江町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の実績報告書類と兼ねることができるものとする。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により交付対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 交付対象者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、速や

かに請求書を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第 12 条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。